

(別紙1)

佐川町立小中学校照明LED化業務仕様書

1. 業務名

佐川町立小中学校照明LED化業務

2. 目的

「水銀に関する水俣条約」により、令和9年末までに一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が廃止されることから、残存する蛍光灯器具を令和9年度までに更新することが喫緊の課題となっている。あわせて、佐川町(以下「本町」という。)は「佐川町2050ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和12年度に二酸化炭素排出量を平成25年度比50%以上削減することを目標に脱炭素施策を推進している。

これらの課題に対し、多額の初期投資を要する照明更新を短期間かつ効率的に実施するため、民間事業者のノウハウを活用した賃貸借方式を採用し、LED化に必要な施工と長期的な維持管理を一体的に行うことにより、本町の小中学校における学習環境の向上、二酸化炭素排出量の削減及び維持管理負担の軽減を図るものである。

3. 業務内容

本業務は、対象施設の既設照明器具をLED照明器具に更新するに当たり、更新に係るLED照明器具及び設置に必要な資機材一式の調達、既設照明器具等の撤去・処分、設置工事及び施工管理並びに賃貸借期間中の修理等保守を一体とした賃貸借とする。その具体的な内容は、本仕様書及び別紙2「施設別照明リスト」並びに別紙3「実施設計図」に基づき、発注者と受託者の協議のうえ実施するものとする。

4. 業務期間

(1) 施工

契約締結日の翌日から引渡日を含む月末まで(最長で令和9年3月31日まで)

(2) 賃貸借開始・維持管理

引渡日の翌月1日から起算して120か月後の属する月の末日まで(最長で令和19年3月31日まで)

5. 対象施設

No.	名称	所在地
1	黒岩小学校	高岡郡佐川町黒原482
2	佐川小学校	高岡郡佐川町乙2166
3	佐川中学校	高岡郡佐川町甲1936-1

4	斗賀野小学校	高岡郡佐川町中組77
5	尾川小中学校	高岡郡佐川町本郷耕1884

6. 更新対象照明器具及び付属品の数量及び種類

別紙2「施設別照明リスト」及び別紙3「実施設計図」による。

7. 更新対象照明器具の範囲

(1) 本業務において更新の対象とする照明器具は、次のとおりとする。

ア. 別紙3「実施設計図」において更新対象として明示された照明器具(防災照明(非常用照明、誘導灯等)を含む)

イ. 別紙3「実施設計図」において更新対象として明示された既設LED照明器具(概ね製造後10年以上経過したもの等)

(2) 別紙3「実施設計図」において「LED交換済」「既設のまま」等の注記が付されている既設LED照明器具は、原則として本業務の更新対象外とする。

(3) 別紙2「施設別照明リスト」及び別紙3「実施設計図」に示す数量及び仕様は、調査結果に基づく概略であり、現況を完全に保証するものではない。これらと現況との軽微な差異については契約金額に含まれるものとし、通常の注意をもってしても事前に把握することが困難な著しい差異が判明した場合の取扱い(工事内容及び契約金額の変更の要否)は、発注者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

8. 賃貸借契約(リース契約)に関する事項

(1) 事業形態

LED照明器具の設置及び修理・不具合対応を含めた包括的なリース契約とする。

(2) 賃貸借期間

賃貸借期間は、引渡日の翌月1日から起算して120か月とする。

(3) 賃貸借料の支払い条件

賃貸借料は、契約金額(税抜)を120で除して得た金額を月額賃貸借料(税抜)とし、賃貸借期間中毎月支払うものとする。発注者は、受託者から賃貸借料に係る請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に当該月額賃貸借料を支払うものとする。

なお、賃貸借料に係る消費税及び地方消費税相当額は、各賃貸借料の支払時点における税率により算出するものとする。

(4) 賃貸借料に含まれる費用

ア. LED照明器具及び付属品の設置に係る資機材一式の調達

イ. LED照明器具及び付属品の設置に係る工事費及び施工管理費

ウ. 既設照明器具の処分費用(産業廃棄物処理費を含む。)

エ. 賃貸借料に係る金利相当額

- オ. 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の事務事務
 - カ. 保守費用(部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等)
 - キ. 契約に要する経費(印紙代は、受託者の負担とする。)
 - ク. その他本業務の実施に伴う一切の経費
- (5) 賃貸借契約満了後のLED照明器具の取扱いについて
- ア. 賃貸借期間終了後のLED照明器具及び付属品一式(以下「賃貸借設備」という。)は、発注者に無償譲渡するものとする。このため、賃貸借期間中の賃貸借設備に係る固定資産税は賃貸借料に含まないものとする。
 - イ. 前項にいう賃貸借設備とは、本業務において新たに設置したLED照明器具及び付属品一式をいうものとし、更新対象外の既設LED照明器具は含まないものとする。
- (6) 賃貸借設備の維持・管理
- 賃貸借期間中における賃貸借設備の不点灯、照度低下及び原因不明の不具合等については、受託者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。

9. 機器仕様

- (1) 新設するLED照明器具は全て新品とし、別紙3「実施設計図」に準拠すること。なお、別紙3「実施設計図」の更新照明器具姿図に記載された参考品番は、設計上標準的と考えられる仕様を示すものであり、当該品番の使用のみを義務付けるものではない。受託者は、これらと同等以上の性能・品質を有し、本仕様書の条件を満たす照明器具を提案することができるものとする。
- (2) LED照明器具メーカーは、日本国内に本社があり、十分なアフターサービス体制(保守部品の供給、修理対応等)を有すること。また、一般社団法人日本照明工業会の会員企業であることが望ましいが、同等以上の性能・品質が認められる場合はこの限りでない。
- (3) 電気用品安全法に適合しているもの、また、LED照明に関する日本産業規格に適合するものを選定すること。
- (4) 照明器具の選定に当たっては、設置環境(屋内外の別、温湿度、塵埃、振動等)に耐え得る器具を選定するとともに、学校保健安全法第6条第1項に基づく「学校環境衛生基準」及び「学校環境衛生管理マニュアル」に定める照度基準を満たし得る仕様とすること。

10. 工事の施工

- (1) 全体的事項
 - ア. 建築基準法、建設業法、電気事業法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守して施工を行うこと。なお、施工に当たっては、「公共建

築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を基本的な指針として参照し、これを踏まえて一定水準以上の品質及び施工水準を確保することとする。ただし、同仕様書と同等レベルの仕様・水準を一律に求めるものではなく、本業務の性質上、同仕様書に定める詳細な規定のうち、本業務に適用することが不適切又は過剰と認められる事項(これにより著しく価格が高額となるものを含む。)については簡略化又は変更することができる。

- イ. 施設内で別工事がある場合は、当該別工事の施工業者との調整に協力すること。
- ウ. 受託者は、発注者が提供した現場事務所の用に供する土地又は室を、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- エ. 賃貸借設備の設置工事は、令和9年2月26日までに完了させるものとし、当該工事完了後に検査等の必要な手続を経て、最長で令和9年3月31日までに引渡しを完了するものとする。

(2) 施工計画

- ア. 受託者は、作業を円滑に実施するため、着工前に既設照明器具の設置状況を確認するとともに、発注者と協議し、正確な工事計画を策定すること。
- イ. 作業日程は、長期休業期間(夏季、冬季休業期間)を基本とする。ただし、平日、土曜日・日曜日及び祝日であっても、発注者が認めた場合はこの限りでない。
- ウ. 搬出入経路、車両の駐車スペース、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の必要な場所の確保については、事前に施設管理者と協議のうえ決定すること。

(3) 施工

- ア. 施工中に発生した事故又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任及び費用負担において対応すること。
- イ. 現場建物や備品等に損傷を与えないよう養生を徹底するなど十分に注意すること。万一損傷が生じた場合は、受託者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、作業に係る照明器具等の保管場所については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ. 受託者は、労働安全衛生法、大気汚染防止法、石綿障害予防規則その他の関係法令に基づき、工事着手前に石綿含有建材の事前調査(書面調査及び必要に応じた分析調査を含む。)を行うこと。当該調査費用は賃貸借料に含まれるものとする。

調査の結果、石綿含有建材が存在し、照明器具の更新に際して除去等の特別の作業が必要となる場合の当該除去等に係る費用負担及び工期への影響については、損害の状況及び必要な作業の内容を踏まえ、発注者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

- エ. 撤去した既設照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵

守し、受託者の責任において処分すること。安定器にPCBが含有されているおそれがある場合は、その旨を速やかに発注者に報告し、PCB特別措置法その他関係法令に基づき適切な処理方法及び費用負担について協議のうえ決定するものとする。

- オ. 工事完了後、施設ごとに自主検査を実施し、工事完了報告書を提出すること。自主検査項目には、点灯確認、外観確認、照度測定結果、絶縁測定結果等を含むものとする。発注者は工事完了報告書を受領後、検査を実施する。
- カ. 施工が完了した賃貸借設備から使用の試行を行うものとし、賃貸借期間開始日までに発注者に責任のない障害が発生した場合は、受託者の責任及び費用負担においてその復旧を行うこと。
- キ. 防災照明(非常用照明、誘導灯等)については、建築基準法、消防法及びこれらの関係法令に適合するよう施工を行うこと。所轄消防署への改修に伴う各種届出を行うとともに、消防検査において改善等の指摘を受けた場合は、発注者と協議のうえ、受託者の責任及び費用負担により必要な是正を行うこと。
- ク. 施工前及び施工後に既設分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、施工による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- ケ. 施工前及び施工後に照度測定を実施し、その結果を報告すること。測定点等については発注者と協議のうえ決定すること。
- コ. 施工後の照度測定において、普通教室及びそれに準じる教室の机上面の平均照度が「学校環境衛生基準」及び「学校環境衛生管理マニュアル(文部科学省)」に定める基準値を下回る場合は、受託者の責任及び費用負担において照明器具の増設又は器具仕様の変更等の是正措置を行い、再測定を実施すること。是正後も当該基準値を満たさない場合は、発注者及び受託者で協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。
- サ. 作業中は粉じんの飛散に十分注意し、必要な養生を行うとともに、作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- シ. 配線・配管等は既設のもの流用すること。ただし、著しい劣化等が認められる場合は、別途発注者と協議すること。
- ス. 設置する照明器具は落下することがないように取り付けるものとし、必要に応じて落下防止ワイヤー等の落下防止対策を行うこと。
- セ. 更新した照明器具を、やむを得ない事情により取り外し又は再設置(設置場所の変更を含む。)する場合は、作業方法等について事前に発注者と協議すること。

11. 維持管理

- (1) 本業務の実施により、対象施設全体として、更新対象照明器具に係る二酸化炭素排出量を基準年度(令和7年度)の実績値と比較しておおむね50%以上削減すること

とを目標とする。

受託者は、賃貸借期間中、発注者の求めに応じて、更新対象照明器具に係る事業効果(電力使用料金及び二酸化炭素排出量の削減効果)に関する報告書を作成し、提出すること。当該報告書には、基準年度(令和7年度)に対する対象年度の削減量及び削減率並びに算定方法を明記するものとし、原則として次の算定条件を用いるものとする。

ア. 電気料金単価 : 28円/kWh(税込、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む。)

イ. 年間点灯時間 : 教室・校長室・職員室1,600時間、特別教室・体育館・グラウンド・外灯800時間、玄関・ポーチ・廊下・階段400時間、トイレ・倉庫・更衣室・給湯室・放送室200時間、非常灯0時間

ウ. CO₂排出係数: 0.457kg-CO₂/kWh

なお、削減目標はあくまで目安であり、受託者はその達成を保証するものではない。

(2) 受託者は、賃貸借設備の設置後から賃貸借期間終了までの間、賃貸借設備の照明器具が正常な状態で使用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

なお、更新対象外とされた既設LED照明器具の維持管理は本業務の範囲外とし、発注者の責任において実施するものとする。ただし、発注者が別途協議により受託者に当該業務を委託する場合は、この限りでない。

(3) 賃貸借期間中の不点灯、照度低下及び原因不明の不具合等については、発見又は連絡を受けたときは、原則として連絡を受けた時点から48時間以内に現地にて状況を確認すること。

確認の結果、賃貸借設備の交換又は補修が必要な場合は、受託者の責任及び費用負担において速やかに実施すること。

(4) 受託者は、自然災害(地震を除く)等による賃貸借設備の不具合を補填するため、動産総合保険等の保険に加入すること。また、賃貸借設備に不具合が生じた場合は、当該保険を適用し、速やかに交換・補修等の処置を行うこと。ただし、保険金の支払額で修繕費が不足する場合は、その不足分を受託者負担とすること。

(5) 保険適用外事項(恒常的な雨漏り、地震、テロ等)により賃貸借設備に不具合が発生した場合の修繕費用の負担については、損害等の状況を確認のうえ、発注者及び受託者で協議して決定するものとする。保険適用範囲外の賃貸借設備の交換・修理等の費用についても、同様に双方協議して決定するものとする。

(6) 受託者は、賃貸借設備の設置後から賃貸借期間終了までの維持管理に関し、緊急連絡先等を記載した保守管理体制を示す書面を、発注者に届け出ること。保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

12. 提出書類及び検査

- (1) 受託者は、工事完了後、次に掲げる書類及び図面等を、紙媒体2部並びに当該データを格納した電子媒体(CD-R)1部として提出すること。
 - ア. 工事完了報告書
 - イ. 施工前及び施工後の写真(データ提出は完全版とし、書面提出はダイジェスト版とする)
 - ウ. 竣工後の平面図及び機器仕様書
 - エ. 産業廃棄物を適切に処理したことがわかる書類の写し
- (2) 受託者は、各施設において更新したLED照明器具について発注者の検査を受けるものとし、当該検査に立ち会わなければならない。なお、当該検査の完了をもって、賃貸借設備は発注者に引き渡されたものとみなす。

13. 責任分担の基本事項

(1) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受託者の責任分担は、原則として別添1「リスク責任分担表」によるものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 賃貸借期間中に、対象施設の統廃合、廃止、用途変更又は大規模改修等により、本業務による賃貸借設備の使用継続が困難となった場合の取扱い(賃貸借契約の中途解約、賃貸借設備の撤去費用及び残存賃貸借料の精算方法等)については、賃貸借契約書において定めるものとする。

この場合の費用負担の基本的な考え方は、当該統廃合等の原因が発注者の都合による場合は原則として発注者負担、受託者の責に帰すべき事由による場合は原則として受託者負担とし、具体的な負担範囲は発注者及び受託者の協議により定めるものとする。

イ. 本契約に基づく各年度の賃貸借料の支払は、当該年度の予算の範囲内で行うものとし、当該年度の予算について町議会の議決が得られない場合その他地方自治法等の規定により必要が生じたときは、発注者は賃貸借契約書の定めに従い、契約を変更し、又は解除することができる。この場合の費用負担の基本的な考え方は、前項の定めを準用するものとする。

14. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、賃貸借期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

15. 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たり、「佐川町個人情報保護法施行条例」を遵守しなければならない。

16. 契約不適合責任

発注者による本業務の検査完了の日から1年間に、本業務の成果が契約内容に適合しない事実が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。

なお、本項は、賃貸借期間中における賃貸借設備の保守義務(不点灯、照度低下等への無償対応)を制限するものではない。

17. その他

(1) 受託者に課した業務を実施するうえで、作業内容が法令等の定めるところにより有資格者でなければ実施できないものについては、受託者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業に従事させるものとする。

(2) 本仕様書に明記のない事項であっても、本業務を実施するうえで当然必要と認められるものは、本業務に含まれるものとする。

(3) 本業務に係る優先順位は、次のとおりとする。

① 本仕様書及び本プロポーザルに係る質問及び回答書

② 別紙2「施設別照明リスト」

③ 別紙3「実施設計図」(特記仕様書、電気設備機材指定表を含む。)

本仕様書と別紙3「実施設計図」に記載された特記仕様書等との間に相違がある場合は、本仕様書の定めを優先して適用するものとする。

(4) 本仕様書の定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受託者双方で協議のうえ決定するものとする。

(別添1) リスク責任分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			発注者	受託者	
共通	実施要領等の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案資料の誤り	提案資料の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	賃貸借設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	施工・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	施工・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	施工・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○	
	保険の付保	設備の施工における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを補償する保険の付保		○	
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの(受託者に起因するものを除く)		○	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの			○
		受託者の事業放棄、破綻によるもの			○
	契約不適合	賃貸借設備が契約内容に適合しない場合の責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画・設計段階	物価	物価変動	○	○	
	設計図書等の不備	発注者が作成又は指定した実施設計図、仕様書等の設計内容に重大な誤り又は不足がある場合	○		
	計画変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		受託者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関する事		○		
施工段階	物価	物価変動	○	○	
	用地の確保	資材置き場等の確保に関する施設管理者等との調整		○	
	計画変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		受託者の指示・判断によるもの		○	
	工事遅延・未完工	発注者の責による工事遅延・未完工による引渡遅延	○		
		受託者の責による工事遅延・未完工による引渡遅延		○	
	工事費増大	発注者の指示・承諾によるもの	○		
		受託者の指示・判断によるもの		○	
性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○		
一時的損害	運転開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○		
維持管理関連	計画変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		受託者の指示・判断によるもの		○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	賃貸借設備の損傷	発注者の故意・過失に起因する賃貸借設備の損傷	○		
		受託者の故意・過失に起因する賃貸借設備の損傷		○	
	施設の損傷	受託者の故意・過失又は賃貸借設備の通常使用に起因する施設・設備の損傷		○	
不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷		○	○		

	設備の不良	賃貸借設備が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
支払関連	支払遅延・不能	発注者による賃貸借料の支払い遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
	税率	消費税率の変更	○	